

【支給対象者】

- 1: 児童扶養手当受給者
- 2: 公的年金受給者
- 3: 家計急変者(1)(2)

※1 令和4年4月分の受給資格者とは、令和4年3月末時点で離婚等によりひとり親家庭等であることが該当します。

(令和4年4月中に資格が喪失された方も含む)

※2 新型コロナウイルスの影響とは、勤務先の休業・解雇、児童の休校により勤務時間の減少、求職活動に影響があったなど、直接間接問わず影響があった場合を示します。収入見込みとは、任意の月の収入を12倍して算出した額です。

